

# 家族の徘徊が心配な方へのご案内

町では高齢者等が認知症による徘徊があった場合に、早期発見・保護ができるよう次のサービスを行っています。

## 徘徊高齢者等事前登録制度

身体的特徴や緊急連絡先、顔写真などを事前に登録しておく事で緊急時に適切な対応ができるようにしておきます。登録した内容や顔写真は事前に警察に情報提供します。

【申請受付】希望者から利用申請書を提出していただき、聞き取りなどの調査を行ったうえで、利用の適否を決定し通知します。

【登録方法】利用決定者は、情報登録用紙に必要事項を記入し提出してください。  
※顔写真(L版)2枚、顔が判別できる全身写真(L版)2枚を提出。

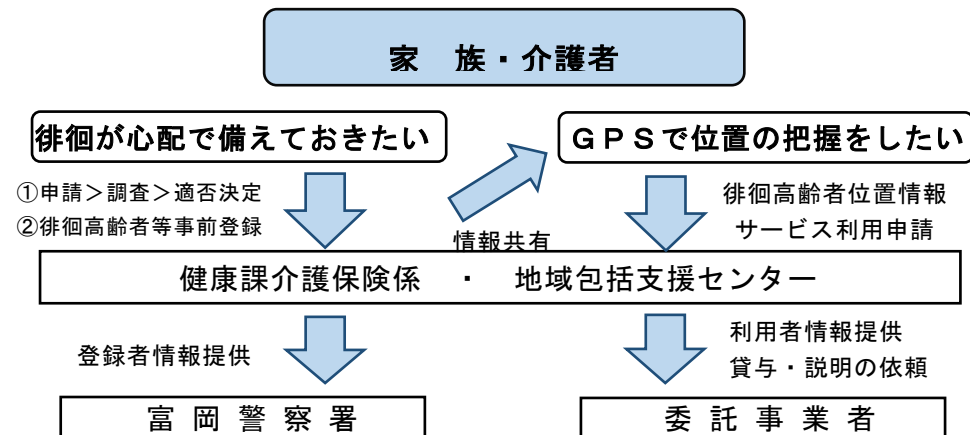
## 徘徊高齢者位置情報(GPS)サービス

GPS機器を貸与(有償)し、徘徊行動を把握した場合に24時間365日体制で家族に位置情報を提供します。家族による捜索ができない場合は、警察等との連携により捜索・保護することもできます。

※ご利用には上記の事前登録制度が必須となります。

【対象者(両サービス共通)】

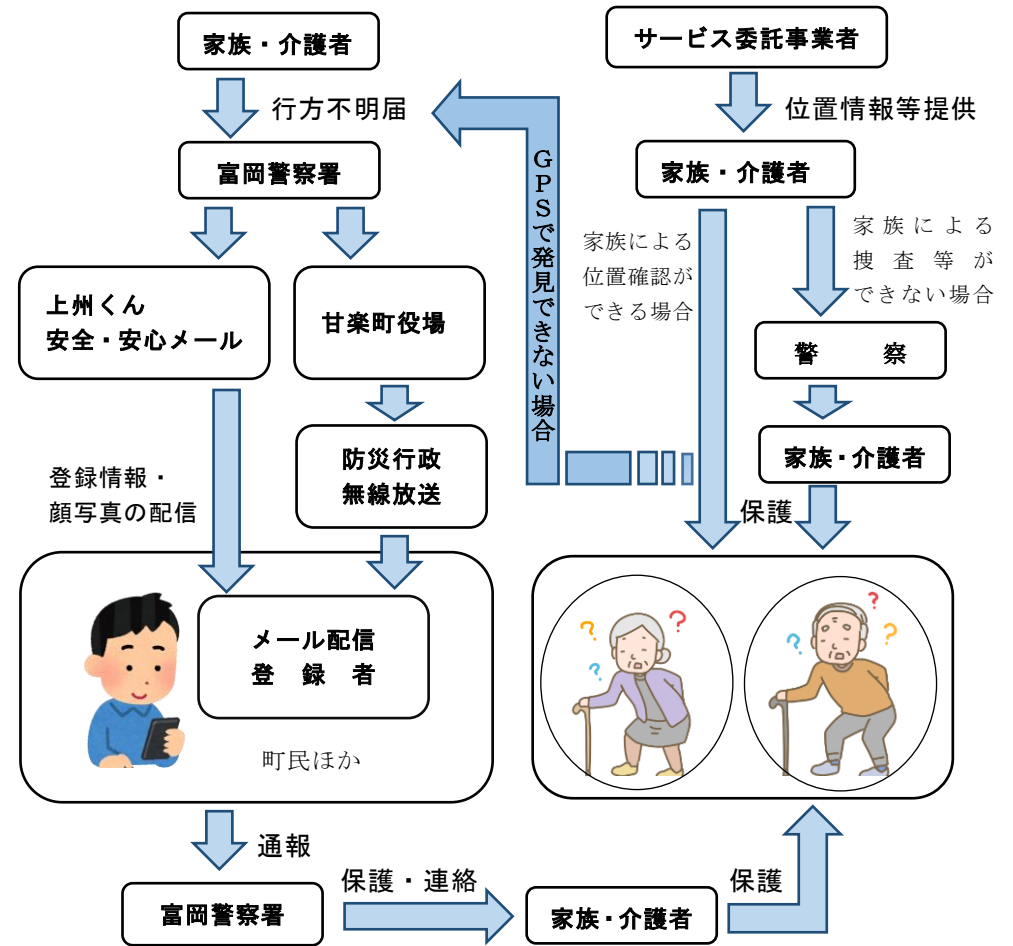
町内で在宅生活している高齢者等で、認知症による徘徊行動のおそれのある人、その他必要と認められる人



# 徘徊で行方不明になった場合の対応

<事前登録のみの場合>

<位置情報サービス(GPS)利用の場合>



※ 徘徊があった際に徘徊高齢者等事前登録または位置情報(GPS)サービスを未利用の場合は、警察署又は町介護保険係・地域包括支援センターから利用の勧奨を行うこともあります。

甘楽町 健康課 介護保険係・地域包括支援センター

電話 74-3131(内線 254・255)